

議 事 録

会議名	第2回寒川町高齢者福祉計画見直し検討委員会		
日 時	平成23年11月2日（水） 午後1時から	開催形態	公開
場 所	寒川町役場東分庁舎2階第3会議室		
出席者	長崎悟委員長、神居一雄副委員長、齋藤昭雄委員、高橋清治委員、小林きぬ子委員、高橋龍矢委員、喜多村出委員、中間鐵郎委員、石井祥子委員、佐藤敬委員、森井順子委員、瀬戸邦ひろ委員		
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第2章 高齢者を取り巻く状況について</li> <li>第3章 計画の基本的方向について</li> <li>第4章 高齢者施策の推進について</li> <li>2 第5章 要支援者・要介護者施策の推進について</li> <li>第6章 保険料の適正な算出と経済的支援について</li> <li>介護保険サービス事業者アンケート結果報告</li> <li>3 第7章 計画の円滑な運営について</li> </ol>		
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護予防の事業内容に広報活動を加える。</li> <li>2 第1章「計画策定の背景」の項目に介護保険法改正について書き加える。</li> <li>3 健康診査受診率の45%という数字については、確認して記載方法を変更する。</li> <li>4 窓口に関するフローチャートの作成を検討する。</li> <li>5 要介護認定期間の短縮に努める。</li> <li>6 資料1の58・60頁の見込み量の数値を精査し直す。</li> <li>7 資料1の68頁「（2）安心・安全な町づくりの推進」の欄に要介護者の虐待に関する項目を加える。</li> </ol>		

	<p>&lt;長崎委員長&gt;議題に入る前に、事業仕分けについて何かあれば。</p> <p>&lt;事務局&gt;仕分け人では、はり・灸・マッサージ補助事業は必要ないだろうという意見になっている。ただ、町としては、75歳以上の方が外に出て行く機会を増やすために、県から出ている補助金を使って、はり・灸・マッサージ事業を継続していこうと考えている。</p>
<p>議公</p> <p>第2章 高齢者を取り巻く状況</p> <p>第3章 計画の基本的方向</p> <p>第4章 高齢者施策の推進について</p>	<p>1 第2章 高齢者を取り巻く状況・第3章 計画の基本的方向・第4章 高齢者施策の推進について</p> <p>&lt;長崎委員長&gt;では議事に入る。議題1について説明を。</p> <p>&lt;事務局&gt;資料1について全て差し替えしたので主な変更箇所を説明したい。まず、第2章にグラフを入れた。また、第3章にあった空欄を埋めた。第6章にあった個々の表を一つにまとめて見やすくした。それでは第2章から4章まで一括して説明する。【以下、資料1に基づき説明】</p> <p>&lt;委員長&gt;今の説明に質問はないか。</p> <p>&lt;高橋(龍)委員&gt;第4次計画の際に、健康福祉総合センターをすることについて20年度に見直しを行うと聞いていたが、その後それに関してどのようなことが決まったのか。</p> <p>&lt;事務局&gt;総合福祉センターは土地の確保はできたが、具体的な建設の計画はまだ立っていない。数年以内に検討部会を立ち上げて建設について検討したい。今現在具体的なことは確定していない。</p> <p>&lt;高橋(龍)委員&gt;福祉センターの建設は32頁の「今後計画でとくに取り組むべき課題」の「(1) 地域包括ケアシステムの整備」に含めて今後検討していくのか。第5次計画には入ってくるのか。</p> <p>&lt;事務局&gt;第5次には入らない。福祉センターについては、関係各課の討議や上部の許可などを得てから建設に入るので、まだ実現には時間を要する。</p> <p>&lt;高橋(龍)委員&gt;36頁「健康保持の推進」では、メタボリック症候群やたばこについてはメディアで取り上げられた結果一部改善が見られているので、これについての広報や周知が必要ではないか。また、37頁「介護予防の推進」に関しても、「健康日本21」では、運動の継続ができていないことが課題となっており、それを踏まえて広報や周知を行う必要があるのではないか。その点に関して明記する必要があるのではないか。</p> <p>&lt;事務局&gt;こちらとしても広報が重要だと感じているので、介護予防の事業内容に広報活動を加えさせていただく。</p> <p>&lt;喜多村委員&gt;介護保険法の改正が6月にあったが、それに基づいて今回の計画が立てられていると考えると、改正前の計画とどこが変わったのか。</p> <p>&lt;事務局&gt;介護保険法改正に伴い変わった項目としては、48頁「(2) 地域密着型サービス」の「定期巡回・随時対応型訪問介護」と「複合型サービス」が新たなサービスとして加わった点、また、「(3) 施設サービス」において、介護療養型医療施設が23年度末で廃止になるところを29年度末廃止に延長された点、以上が変更点となる。</p> <p>&lt;事務局&gt;その改正点を踏まえて、32頁の「(4) 生活支援サービスの充実」「(5) 介護サービスの充実」に記述を加えた。</p> <p>&lt;事務局&gt;それを踏まえ、第1章「計画策定の背景」の項目に介護保険法改正</p>

	<p>を加えることとする。</p> <p>&lt;長崎委員長&gt;32頁に「(2) 団塊の世代の地域活動に対する支援」とあるが、団塊の世代のみに焦点を絞っているのはなぜか。</p> <p>&lt;事務局&gt;団塊の世代がちょうどこの期間に65歳以上になるから。高齢者の数が今までより一気に増える。彼らの社会参加を促したい。</p> <p>&lt;高橋(清)委員&gt;36頁の「健康診査」の欄について。現状と課題にある、45%の受診率は「高受診率」とは言いえないのではないか。また、健康診査の対象者が23年度から生活保護受給者のみに変更されたという点は、逆に後退したようにとれる。健康診査の制度を復活させないと健康維持は難しくなるのではないか。</p> <p>&lt;事務局&gt;健康診査は40歳以上の方すべてが受診できるが、後期高齢者については保険制度が異なるのでそこで分かれている。生活保護受給者の健康診査は記載のとおり保健課が担っているが、それ以外の高齢者の診査は保険年金課など他の課が実施して分かれている。ただ、実際にはこれらがひとつの事業として動いている</p> <p>&lt;事務局&gt;健康診査受診率の45%という数字については、確認して記載方法を変えることとする。</p> <p>&lt;高橋(清)委員&gt;確認であるが、健康診査は今まで通りに実施されているのか。</p> <p>&lt;事務局&gt;その通り。</p> <p>&lt;小林委員&gt;健康保持のために健康診査の受診は案内してあるが、介護の場合になると寝たきりになった場合などどうすればよいか。こうなったらどうするかを一覧で紹介する表などがあれば助かる。</p> <p>&lt;事務局&gt;窓口的にはたらいまわししないような形にはなっている。窓口のフローチャートが作成できるかについては検討しておく。</p> <p>2 第5章 要支援者・要介護者施策の推進・第6章 保険料の適正な算出と経済的支援・介護保険サービス事業者アンケート結果報告について</p> <p>&lt;長崎委員長&gt;では次の議事に入る。議題2について説明を。</p> <p>&lt;事務局&gt;それでは、続いて第5章・第6章について一括して説明させていただく。【資料1】・【資料2】に基づき説明】</p> <p>&lt;高橋(龍)委員&gt;52頁「認定審査会委員研修の実施」について。現在、介護認定が遅れている高齢者が多い。何度も関係者に話を聞いているが、いまだに改善されない。認定が出ないことでプラン組みの時に困るので、「具体的な内容」の欄に、介護認定の迅速な対応についてきつく書いていただき、実施していただくと助かる。</p> <p>&lt;事務局&gt;確かに介護認定に時間がかかっておりご迷惑をおかけして申し訳ない。その下の「事務処理体制の充実」の欄にあるように、認定結果は30日以内に出すという決まりがあるにもかかわらず、それより長く、36~7日かかることがある。改善に努めたい。</p> <p>&lt;喜多村委員&gt;48頁「地域密着型サービス」について。32頁「(4) 生活支援サービスの充実」「(5) 介護サービスの充実」にあるように、改正によって新たに入って来た内容を実施するかは市町村の判断であり、検討を行うとあるが、検討の基準となるものはどういったものか。</p> <p>&lt;事務局&gt;地域支援事業の中で展開する事業については、町がどれだけ整備できるかまだ分からないので、第5次の間に考える。保険給付については事業所の参入待ちだが、参入の手を挙げている事業者がいるので、単価や内容が</p>
--	--



	<p>具体的に決まり次第、保険料に反映する。</p> <p>&lt;長崎委員長&gt;結果的には実施するという事でよいか。</p> <p>&lt;事務局&gt;実施はするが、具体的な記述はまだできない状態である。</p> <p>&lt;菅原委員&gt;58頁「介護予防サービスの実績と見込み」の訪問介護の実績や60頁Cの「介護予防認知症対応型通所介護」の実績は、23年度から24年度で倍増する見込みだが、これは事業の方向性が何か変わると認識してよいか。</p> <p>&lt;事務局&gt;まず、60頁Cの今年度の実績は、現在進行形ということで、まだ今年度の半年に満たない期間での実績になっている。また、回数の見込みについては、過去の実績などのデータを国のワークシートという集計表で集計を行っている。58頁の訪問介護や訪問リハビリテーションの欄について、件数はある程度適正であるが、回数や日数が過大となっている。給付費などは適正な数値が出ているので、回数などは給付費に合うよう精査し直す。</p> <p>3 第7章 計画の円滑な運営について</p> <p>&lt;長崎委員長&gt;では次の議事について説明を。</p> <p>&lt;事務局&gt;第7章の説明をさせていただく。【資料1に基づき説明】</p> <p>&lt;委員長&gt;第7章または全体を通して質問のある方。</p> <p>&lt;高橋(龍)委員&gt;72頁表の「虐待防止と身体拘束の廃止に向けた取り組み」の内容に「虐待防止」とあるが、在宅者も対象に含まれるか。また、介護認定や介護保険給仕のサービスを受けていない方には虐待の事例が多い。そうした虐待についての実態把握を行ってほしい。</p> <p>&lt;事務局&gt;在宅者の虐待も含む。また、実態については、虐待の被害を高齢者から直接聞くことは難しいので、近所の方からの通報などに対応したい。</p> <p>&lt;高橋(龍)委員&gt;包括支援センターの台帳を有効活用して、上手く運用していただきたい。</p> <p>&lt;事務局&gt;今後も認定を受けて未利用の方の把握は随時やっていこうと思っている。</p> <p>&lt;事務局&gt;在宅の方の虐待については茅ヶ崎市と共同で協議会をつくっている。認定を受けていない方も対象にすることを考慮して、68頁「(2) 安心・安全な町づくりの推進」の欄に要介護者の虐待についての項目を加える。</p> <p>&lt;長崎委員長&gt;質問がないようなので以上とする。駆け足でやってきたので、改めてご意見・ご要望があればできるだけ早く事務局に投げていただきたい。</p> <p>&lt;事務局&gt;来週の早いうちにご意見をいただければありがたい。</p> <p>&lt;事務局&gt;議事録の公開を行うので、議事録の認定を高橋先生にお願いしたい。</p>
資 料	<p>1 寒川町高齢者保健福祉計画骨子…資料1</p> <p>2 介護保険サービス事業者アンケート調査結果報告書…資料2</p>
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	<p style="text-align: center;">高橋清弘</p> <p style="text-align: center;">高橋龍矢</p> <p style="text-align: right;">(平成20年12月14日確定)</p>